

平成 24 年（行ウ）第 15 号
東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
原告 大石 光伸 外 265 名
被告 国 外 1 名

水戸地方裁判所 民事第 2 部 御中
平成 27 年 12 月 17 日

原告ら訴訟代理人
弁護士 河 合 弘 之 外

準 備 書 面 (31)

[被害論 (10) 地域コミュニティ破壊の一断面]

1、はじめに

福島第一原発事故発生後はやくも 4 年 10 か月近くが経過した。

われわれは、この事故による重大な損害の一つとして先にコミュニティの破壊について論じたが、このテーマはその内容の多様性、複雑性ゆえに数回にわたって論じる必要がある。

そこで、今回は、福島県南相馬市小高区の中の一集落である神山を例にとりて原発事故から 4 年半後のコミュニティの現実を考えてみたい。

2、神山地区の地理的状況と 3. 11 の影響

神山地区は、福島県南相馬市の南端にあり、浪江町に隣接した集落である。

南相馬市は、2006 年に旧原町市、鹿島町、小高町の 1 市 2 町の合併によって誕生した。合併後は、旧市町がそれぞれ「区」と呼ばれ、北から鹿島区、原町区、小高区の順に位置している。

そのうち、小高区の旧小高町は「昭和の合併」（昭和 20 年代末頃）により、当時の小高町、福浦村、金房村の 1 町 2 村が合併してできたもので、現在の小高区は東部（旧福浦村）、中部（旧小高町）、西部（旧

金房村)に分かれる。

そして、東部地区には 16 行政区があるが、その 1 つが神山である。神山は農村地域で、福島第一原発から北西約 10 キロに位置し、34 戸が居住していた集落である。

<南相馬市の 3 区の位置図>



東日本大震災の起きた 2011 年 3 月 11 日、神山は海岸から 5 キロ離れていたため津波の被害は受けずにすんだ。地震による屋根瓦の崩れなどはあったものの、神山全体として倒壊家屋などの大きな被害はなく、また、人的被害もなかった。ただし、神山には 4 つの班があったが、浪江町からの配電になっている 1 班から 3 班は停電により水道・電話・防犯無線・テレビの通信網が不通となり、携帯も繋がりにくい状態になった。4 班は通電していた。

暖房・食事等のことや余震の不安から、地区内の神山公会堂が一時的に避難所になり、子どもや高齢者を中心に二十数人が避難した。夜遅くなってから仕事帰りの人たちから、原発に異変が起こっているようだとの情報があったが、行政からは何の指示もないまま不安な一夜

を明かした。(以上、甲 F49)

3、福島第一原発事故と神山地区住民、とくに大友章生氏一家の避難行動

翌 12 日夕方、福島第一原発が爆発したとの情報が出回り、神山以外の人たちが、脇道である神山の道路を通過して避難移動を始めていた。

大動脈である国道 6 号・114 号は大渋滞となっていたこと、南は原発事故地であり、海岸寄りには津波被害のため通行不能だったことから北西方面へ移動してきたわけである。それにつられて、神山の住民も貴重品や防寒用品等を車に詰め、西の方向に車を連ねて避難を開始した。

避難所の原町区石神第二小体育館は多くの人であふれていた。神山の 1 班から 3 班の住民（大友氏は 3 班に所属）のほとんどがそこに避難した。13 日、体育館には行政の担当者もいたが特に情報の報告もなく、オニギリの配布を受けつつ、不安な気持ちで一日を過ごした。14 日、夜 10 時過ぎになって、もっと遠くへ避難するようになるとの情報が流れ、夜明けを待った。15 日、小雨・小雪混じりの中、大友氏家族 3 人（老母を含む）は飯舘村を通過して福島市蓬萊町の義弟宅に身を寄せた。同じ小高区内に住んでいた娘達家族 5 人はそれまで別の避難所（石神第一小）にいたが、合流して来た。

以後大友氏は、娘達の子どもの学校のこともあり、4 月いっぱい義弟宅に世話になり、5 月からは福島市松川のアパートに移った。

避難生活が少し落ち着いてきたころ、大友氏が悩んだのは娘達家族のことである。放射線量と小学生の孫たちのことを考えると、福島からもっと遠く離れたところがよいが、その親たちの仕事・仕事場も考えなくてはならなかった。また大友氏には 90 歳を越した母がおり、落ち着く先をどこにするか、葛藤の日々が続いた。

3 月は住む所、食べる物を求め探すことに必死な日々を送っていた。一方、追い出された古里の状況を知りたくても、全く情報がなく、大友氏は自分が今、ここで生活をしていることの意味を深く考えることもできない毎日であった。

大友氏が、今でも心にささっていることは、小学生の孫達の受けている放射線量のことである。子供達の活動範囲は広く、道路の周辺をはじめ、建物の側溝、樹木の周りには高線量の所があり、除染されておらず、除染計画も未定、そのような中で生活しているのが実状であ

ったからである。

日が続つにつれ、避難先（大友氏はその頃は団地に移っていた）の生活は耐えがたい苦痛となり、特に高齢の母親は順応が難しく日に日に気力、体力の両面で弱っていくのが感じられ、住環境の改善の必要性に迫られた。母親のためには我が家に近く、自然が多い所がよいと考え、南相馬市鹿島区（ここは同一市内であっても大部分が避難区域ではない）への転居を決めた。原発の状況がまだまだ不安定な状態だったので不安感を抱いたままでの決断であった。その場所は、鹿島区北屋形内にある親類が所有していた空き家であった。（以上、甲 F49、51 の 1）

4、 大友章生氏『神山友愛の里通信』を発行—神山住民の交流復活を目指して

大友氏は 1937 年生まれ、南相馬市（旧小高町）神山出身で元中学校教諭である。

神山地区の住民が避難のため地元を離れ、ばらばらになったことに心を痛め、人々の絆を回復したいと考え、2011 年 5 月から月 1 回を目処にミニコミ誌『神山友愛の里通信』（以下『通信』という。）を発行し続けている（型式は A4 版の裏表 2 頁）。当初の発行からすでに 4 年半がすぎ、最新号（本年 11 月 15 日発行分）は第 51 号となっている。（甲 F51 の 1～9）

当初は連絡がつかなかった人々も次第に移転先が判明し、『通信』の配布先も増加していった。

『通信』の配布先は、2013 年 10 月発行の第 30 号の場合で言えば、福島県内を中心に沖縄県など県外各地へ避難している神山地区住民 34 世帯、49 か所であった。

『通信』に寄せられた読者からのメッセージには避難生活をする者の悲痛な叫びがある。その数例を引用する。

- ・「県営住宅（5 階建て）に入居できたのですが、父（M 夫）が 5 階まで昇降できず、近くの福祉センターに避難しています。」（Y.Y）
- ・「南会津町におります。家族が 2 ヶ所に別れての生活なので、一緒に住める生活をしたいです。仮設住宅の入居を早く願っています。」（Y.H）（以上は 2011 年 6 月 1 日発行第 2 号）（甲 F50 の 2）

- ・「親戚のある柏崎に両親を残して、仕事の関係で単身広島での生活になりました。」(S.N)
- ・「最後のほうの避難となり、群馬に来てしまいました。子ども・孫達と離れ離れ、Y子と2人でホテルにいます。古里は遠いです。置いてきた牛のことが一番気がかりです。」(Y.T)

(以上は 2011 年 6 月 22 日発行の第 3 号)(甲 F50 の 3)

- ・「大震災・原発事故以来 3 年目になりました。(中略) 自分の住む家がないことがこんなにも辛い事だとは今迄考えた事が皆さんもなかったと思います。神山の皆さんの近くに暮す事が出来る様に祈るのみです。福島にいる妹が 3 月 10 日に一時帰宅した時、シゲ姉ちゃん、もう神山に住むのは無理だよと元気がない声で神山の自宅から電話をもらった時には、覚悟していたとはいえショックでした (Y.S 東京へ避難中)。」(2013 年 4 月 26 日発行の第 25 号)(甲 F51 の 2)

避難生活前は、神山地区の人々は毎日のように顔を合わせ、互いの健康チェックや野菜の作付けと収穫の状況などを話していたが、避難後はそのような日常の、ごく普通の会話が不可能となった。大友氏のこの『通信』が古里を遠く離れた人々の辛い気持ちを慰めるとともに人と人とを結びつける役割を担ってきたのである。(以上、総体的には甲 F49)

5、「友愛の里」の基盤

コミュニティの破壊を論じる場合に、それが破壊される以前はどのようなであったかを知る必要がある。では、神山はどのようなであったのだろうか。大友氏の陳述書にくわしく述べられているが、その中からいくつかをあげると次のとおりである。

大友氏は定年より 1 年早い 1997 年に教員を辞めたあと地域のため何か役立つことをしたいと考えた。

常日頃から地域の人に助けられたとの思いがありながら、勤め優先で過ごしてきたとの反省もあった。

そこで、まず、手がけたのは、神山地区の若い兼業農家の人たちが遊休田を利用して農作物を作るため、営農組合を立ち上げ、かつ、実

際に栽培することを応援したことである。刈取り機の購入資金として、市から補助金の交付を受けたが、役所との交渉は大友氏の役割であった。農家の人たちは、減反した水田でまず蕎麦を栽培した。

年の暮れに蕎麦を打ってご苦労会をしようと蕎麦作りの専門家を呼んだりして蕎麦祭りをしたが、そのとき、営農組合の会長が神山を「友愛の里」にしようと提案した。その後、震災まで毎年12月の蕎麦祭りはこの名称を用いて開かれるようになった。やがて、「友愛の里」の行事は蕎麦祭りに加えて8月末の大運動会やバーベキューなども行われるようになった。

以上のような地域の人々のつながりは、実は、その基盤がすでにできており、その基盤があったればこそである。

以前から、大字を単位とした16行政区による東部地区大運動会が毎年10月に開催されていた。神山地区は集落としては小さいが、運動会となると皆張り切って、地区対抗で行う大縄跳びやリレーでよく勝った。運動会には子供や老人まで含めみんな集まり、老人向けにはゲートボール、青年向けには大縄跳びや二人一組のアベックバスケットボール、紅白の玉入れなどが行われた。

これらの種目を地区で練習することによって、住民がまとまり、つながりが強まった。大友氏が教員を辞めた頃（1997年）は、まさにそういう時期であった。

神山には伝統芸能としての神楽があり、若者たちが獅子舞を毎年正月に舞って歩く。就職して都会に出た人も正月になると帰ってくる。神山集落の34戸は、若者は学校を卒業すると東京や福島などの都会に出てしまう。しかし、人数的には出たり入ったりでほとんど変わりはなく、そこにまとまりの理由の一つがある。土地の所有者が決まっていて、新しい家を構えるということはほとんどないし、交通の便がいいわけでもない。農業をやるといっても広い土地を得ることもなく、住宅地でもない。他所から人が入るような条件はそろっていないところである。

このように、神山の人々は関係が密で、隣近所のことをお互いに知り尽くしていると言えるほどである。そのため、外の地域から嫁いできた女性などにとっては辛いものがあったかも知れない。

しかし、代々、そこで住み続けた人々にとっては、先祖伝来の土地があり、経済的に豊かでなくとも、それなりに生活ができた地域であ

った。(以上、甲 F49)

6、神山の人たちの避難

「通信」には当初のころは他所に避難している神山の人が沢山手紙を書いてきた。

しかし、原発事故後 3 年も経過した頃になると高齢者は南相馬市などの福島県内に住むようになり手紙の数は減ってきた。

手紙を通し、または直接連絡を取り合って大友氏が把握した神山の人たちの避難生活のおおまかな状況はつぎのとおりであった(2014 年 5 月ごろ時点)。

(1) Y.S さん (80 才代)

東京で働く孫娘(長女の子)と共に居住。

2011 年 3 月 11 日に神山公会堂、次いで 2 日間体育館で過ごし、その後浪江町の長女のもとに引き取られた。そのあと横浜の息子の所に引き取られ、そして現在は東京で孫娘と一緒にいる。

(2) M さん

M さんは、2014 年 5 月当時、鹿島区の仮設住宅で妻と娘との 3 人暮らし。息子は教員で相馬市におり、その妻(教員)は実家の白河市のアパートで子どもと暮らしていた。夫婦が別居、3 世帯別々の暮らしである。

このような生活形態の家族は大勢いる。

福島第一原発のような過酷事故がなければ家族が離ればなれにならずにすんだはずである。

(3) 2014 年 5 月時点で、神山地区 34 戸のうち、鹿島区の仮設にいるのは 12 戸で、全体の約 3 分の 1 ぐらいである。鹿島地区にはほかに大友氏のように親類の家屋の利用者やアパートの利用者もいる。神山の戸数が 34 戸であるのに、『通信』を 49 か所に配布していたのは、家族が分かれて住んでいる家に、別途配布したことによる。

家族が別れ別れになって、一番遠いところに住んでいるのは沖縄にいる T さん夫婦であった。長男が勤務先の工場移転により茨城県に移ったが、社宅のアパートが手狭のため、T さん夫婦は、末娘が沖縄に住んでいたことから、そこに一時的に移ったのである。

その後、息子は、親たちと長い時間離れては生活はできないからと言って茨城県 H 市に一戸建ての家を取得した。従って、T さん家族が

神山に戻ってくることはないと言える。

(4) S.M さん

娘一家が茨城県 H 市に求めた住居で、一緒に暮らしている。避難途中で祖母を亡くしている。S.M さん一家が神山には帰ってくることはまずありえない。

(5) U.M さん

息子夫婦は南相馬の市役所に勤めている。U.M さん夫婦は、原町区の借上住宅に住んでいるが、今後どうするかは不明である。

(6) S.K さん

娘は子供と相模原に住んでいて、母である S.K さんは原町区の仮住宅に一人で住んでいる。S.K さんは、息子の近くで一緒に生活したいと思っている。娘は、相模原に母を引き取りたいと思い S.K さんを一度呼び寄せたが、農家生まれの S.K さんは、相模原に行っても何もやることがないことから、現在は原町区の仮設住宅に住み、時々娘のところへ行っているものの、将来はどうなるか見通しが立っていない。

(7) Y さん

81 歳の Y さんは、妻が亡くなり、息子たちと一緒に住んでいたが、新潟県の三条市に避難したまま、現在も三条市に住んでいる。神山の Y さんの家屋は、壊れており、雨漏りもしているので、住めるような状況ではない。従って、Y さんたちは、ほとんど帰って来ることはなく、息子たちも避難先ですでに仕事を見つけているので、この先、帰って来ることはないと言われる。

(8) T さん

T さんは避難している間に、一番の働き手である 50 歳代の息子を失くした。その母の T 子さんは、102 歳の老父を抱えて仮設住宅で暮らしていたが、不憫に思った東京にいる T さんの妹がこの二人を引き取った。夫を亡くしたその妻（嫁）は、現在も仮設住宅で一人住まいをしている。

以上のように、大友氏の組内は皆が離ればなれの状態であり、現状では、コミュニティもズタズタになっている。対策が一日でも二日でも遅滞すれば、このような状態は更に悪化の傾向を辿ることは言うまでもない。(以上、甲 F49 の 7～11 頁)

7、古里への帰還希望の喪失

最初のころの『通信』を見ると、みな「戻りたい」との思いがあったが、最近はそのようなことは言われなくなった。状況は変わってしまったのである。

S子さんは、帰還希望の旨を福島に住む妹に話すと、「お姉さん、とても帰れないよ。」と言われた（本書面5頁に出てきたY.Sの『通信』への掲載文参照）。浪江の人たちの大部分は、福島県の中通り（福島市、二本松市、本宮町など）に避難しており、南相馬市にも相当数が避難している。

S子さんの妹は、本宮町もしくは二本松市に避難しており、一時帰宅が可能になったとき、ついでに神山のS子さん宅を見廻りしたが、その妹から上記のように言われたという。

大友氏は、住民の帰還についてつぎのように考えている。

家屋の修理をするにせよ、ライフラインの整備をするにせよ、放射能問題の解決が前提となる。行政当局が万一の場合に保証してくれることが帰還の一つの条件である。

その保証がなければ、住民は業者に必要な作業を頼むことができない。

若い人が帰らないというが、老人も帰りたくとも帰れないというのがいちばんの問題である。帰還を考える時に、経済圏という問題もある。浪江町は神山の経済圏であるが、そこが元に戻らなければ神山はどうしようもない。従って、そういう地域の人たちの経済的実状をしっかりとわきまえた行政が求められるのである。（以上、甲F49の11、12頁、51の2）

8、避難指示解除の時期がやってくる

2012年4月16日に、南相馬市小高区（福島第一原発から20Km圏内）は、従来の警戒区域が解除となり、新たに空間放射線量率の基準に合わせて、避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域に見直された。小高区の中の神山地区は、この3つの分類の中の避難指示解除準備区域に入る。このため、神山の住民は、自宅への出入り自体は自由になった。

そして、いよいよ、2016年4月には神山地区は避難指示解除準備区域を解除されることになった。

ところで、田村市都路は避難指示解除になったが、それでも住民はま

だ一割くらいしか、帰って来ていない。その事実は、神山が避難指示解除準備区域から解除になった場合の帰還者数の少なさを予想させる。神山行政区の区長になった馬場昭久氏が、総会の席上で出席者に帰還の有無のアンケートをとったところ、4分の1位の人が「帰らない」という答えであったとの文章を『通信』35号に寄せている。4分の1というのは、大友氏の見解では遠慮した数字でしかない。本当は帰れるのなら帰りたいたいという希望があるから、明白に「帰らない」とは言えないのである。

東電によれば、あと40年経たないと廃炉にならないとのことである。大友氏は言う、「私は40年は生きられないかもしれないが、40年の間、びくびくして生活しなくてはなりません。今は津波がこないかもしれませんが、しかし、無防備なので、万が一、某国のロケットが間違っ飛んできたら、何が爆発するかわからない恐怖があります。」と。

最近まで、燃料棒を第4号機から取り出す作業が続けられていたが、再び、地震が来て作業途中で燃料棒を落としたりおしまいとの恐怖感があった。神山は、福島第一原発からわずか10キロメートルという近距離なのである。

過酷事故が発生した場合、神山から逃げるのは、10キロ圏内の浪江に出ていく道しかない。あとは山道を出入りするしかなく、直線的に北のほうに逃げる道路は存在しない。

また、万が一のことがあった時に、避難を呼びかける手段があるのかも懸念材料である。さらには、若者が一人もいない所には帰れるはずもない。

除染さえすれば帰れるというものではない。避難指示解除準備区域になったから、もう解除になったのだろうというのが一般の見方のようにあるが、解除準備区域になっただけで、まだ、ほとんど、復旧は進んではいないのである。

最後に、大友氏が声を大にして訴えたいことは、子どもの教育に対する危惧である。生徒数が余りにも少ないと良い教育はできない。

小高区の小学生は10人に満たない。小高区には小学校が4校あるが、1校で2~3人であったら一か所に纏めた方がよい。仮設校舎で彼らを6年間学ばせることは親の立場から支持できない。

スクールバスを出して、今の小学校をみんな統合した方がよい。ただ、スクールバスの場合、現実には1時間バスに揺られて通学するような例

も出てくるので、小学生に与える負担は重いし、送り出す親の負担も大きい。大友氏は続けて言う、「原発で事故が起きたら、こういう事態が必ず起きるのです。このようなことはどこでも報道されていませんが、学校もなくなるのです。」と。(以上、甲 F49 の 12～15 頁、51 の 2)

9、直近の神山地区の状況

原告共同代表の相沢一正および訴訟代理人 萩野谷 興(この兩名を指すときは、以下「原告相沢ら」という。)は、さる2015年11月20日、大友氏の案内のもと、南相馬市の小高区、とくに神山地区の現地調査をした。その結果の概況を記せばつぎのとおりである。

- (1) 原告相沢らは、同日午前、集合場所である小高区役所で、大友氏の出迎えを受けた。そして、同氏からあらためて原発事故後の小高区、なかでも神山地区への影響や住民達の避難行動およびその後の帰還への動きなどについて説明を受けた。

小高区役所は、街の中心部にあるが、街の中に出て行っても昼食をとる食堂はなく、食料品を買うこともできない。今更ながらこの地区が置かれた環境の厳しさを思い知らされた。

- ① 大友氏の『通信』は、今年の11月15日発行の第51号が最新号である。その中に、10月27日に開催された神山地区住民対象の避難指示解除に向けての説明会の模様が掲載されている。(甲 F50 の 9)

注目すべきは、一時宿泊の実施状況について行政側が発表した11月14日現在のデータである。宿泊を実施したのは、小高区は、1036人、世帯数では、小高区全体で387世帯であり、その内訳は、中部220世帯、西部87世帯、東部(神山はその一部)80世帯である。これを震災前の小高区全体の3340世帯と対比すると、11.58%である。

避難解除半年前であるのに、一時宿泊者がこのように少数にとどまっていることは、いざ解除になっても帰還する住民は、けっして多くはならないであろうことを示している。

- ② 小高区役所のホールには、南相馬市放射線率マップ(2015年5月版)(編集・発行 NPO法人チェルノブイリ救援・中部)が掲示されていた。(甲 F52)

それによれば、神山地区の放射線量は、0.152～0.304 μ SV/hである。しかし、周囲は山側で線量が高く、0.495～0.780 μ SV/hが示さ

れている。

- (2) 小高区役所を出発し、同区の中でも山側に近く、放射線量も比較的高い西部（旧金房村）に向かった。少し進むと、道路との境界付近に「西部運動場仮置場除去土のう掘出中」という看板が設置されていた。いったん放射能で汚染された土壌を詰めた土のうを土中から再び掘り出す作業をしているところであった。そこは、金房小学校のグラウンドのそばであった。（甲F53の写真4、5）

掘り出された物がどこに運ばれるかは大友氏にも不明ということであった。

- (3) 道路を進むと、「除染作業中」という蛍光ピンク色ののぼり旗が処々に立てられ、ヘルメットとマスクを着用した作業員たちの姿が目撃された。（甲F53の写真6）

- (4) やがて、左側遠方にシートで覆われた仮置場が見えた。これは西部（旧金房村）のものである。車を停止し、農道上で原告相沢が空中の放射線量を計測したところ、 $0.493 \mu\text{SV/h}$ であった。ついで地面で測ると、最高値 $0.989 \mu\text{SV/h}$ であった。空中にせよ地面にせよ、明らかに許容性を越える数値である。（甲F53の写真7～12）

- (5) 西部から東部の神山地区に入り、なだらかな山道を下っていくと、道路左側斜面が除染されて間もない場所に来た。除染後の地面の崩れを防ぐため細い棒状のコンクリートを網目のように地面に張ってある箇所もあった。

その地面の放射線量を測定したところ、 $1.481 \mu\text{SV/h}$ であった。

（甲F53の写真14～18）

- (6) 神山地区では、右方の高台に広大な範囲にわたって存在する神山仮置場が確認できた。それに近接した低い場所には数軒の民家が建っていた。（甲F53の写真19）

県道をそれて、細い山道を上って行くと、仮置場に着いた。行き交う自動車には大手建設会社の共同企業体名が表示されていた。仮置場は、およそ10区画前後に仕切られ、その周囲には高さ3m程度の白い塀が設置されていた。除染物を詰めた大量のフレコンを大型建設機械で5段式に積み上げている現場を目撃し、作業規模の大きさを実感した。

仮置場の中心付近の仕切り壁には、「仮置場空間線量率」と書いた黒板が置かれ、それには、4つの測定点に分けて測定日と線量率がチョ

ークで手書きされていた。

それによると、11月18日のデータは0.26～0.72 μ SV/hであり、同月19日のデータは0.22～0.73 μ SV/hであった。（以上、甲F53の写真20～40）

なお、この神山仮置場は大友氏の自宅から直線距離で1km位の近距離に位置しているため、大友氏は、神山の住宅地への放射能汚染の影響を心配している。

(7) 仮置場を見学した後、いよいよ神山地区公会堂のある一帯に入った。

公会堂のすぐ近くにある大友宅は、約10年前に建築された床面積70坪ほどの建物であり、居宅の西側部分は老母のために作った広い個室であった。

大友宅は外観上損傷はまったく受けておらず、一時帰宅で見回りをしてきたので、建物がしっかりと維持されていた。他方、1軒をはさんで南側にある民家は、放置されたままのため損傷がはなはだしく、そこに住むためには建て替えるしかすべがない状況である。

大友宅のすぐ東にある同氏の水田は、よく耕されているように見えた。しかし、それは人間の手によるものではなく、イノシシの仕業である。

立派な家、のどかな田園風景、そして何代にもわたって培ってきた近隣同士の豊かな人間関係等々。しかし、原発事故ゆえに突然これらを奪われ、住まいを転々とし、今なおふる里に帰還できる見通しも立っていない。これが大友氏が今置かれている状況であり、また、神山地区の他の住民も同様であると言ってよい。加えて、現に、3.11以前とは違う高い放射線量が山地や住宅地に残り続け、福島第一原発の放射能漏洩も止んでいない状況に置かれている。（以上、甲F53の写真42～56）

10、おわりに——地域コミュニティ再建の見通しの困難性

地域コミュニティは老人世帯だけでは成り立たない。また、一つのコミュニティは単独では成り立たず、他のコミュニティとつながって初めて存続が可能となる。しかし、神山地区ではそのどちらについても展望が開けていないということである。

一つは、老人世帯と若い世帯の将来展望の違いである。若い世帯は仕事や子育てで避難先の生活になじんできたという現実があり、帰還に積

極的ではない。コミュニティは老人世帯だけでは成り立たない。

もう一つは、経済圏という問題である。神山は神山としてだけではコミュニティを維持できない。神山は、南側に隣接する浪江町の経済圏に包摂されることで成り立っている。その浪江町に以前の経済が戻らなければ神山も経済的に生きられないというわけである。人は一人では生きられないので、コミュニティをつくって生きるが、そのコミュニティもまた、他のコミュニティと繋がって初めて存続が可能になる。

2016年4月が避難解除、帰還の目標期日として既に設定されており、今やそれに向けて「住民説明会」が開かれている。

しかし、大友氏は事故の影響がまだ収束していないことの危険と放射線量がなお高いということで、帰還の可能性に疑問を拭き切れないでいる。（以上、甲F49）

このたび、原告相沢らが現地を訪問して把握できたことは、前項で述べたとおりであるが、大友氏のこの疑問は、十分な根拠を持っていることを実感することができた。ひとたび原発が過酷事故を発生させると、地域コミュニティが容易に破壊されてしまうことは、神山の実例が示すとおりである。

以上